

先端設備等導入計画に係る認定申請（変更認定申請）チェックリスト

項 目	申請者 チェック	産業課 チェック
認定要件		
認定を受けられる「中小企業者」に該当するか？（中小企業等経営強化法第2条第1項）		
設備投資等を行う場所は犬山市内か。		
導入する先端設備等は、直接商品の生産もしくは販売又は役務の用に供するものか。		
導入する先端設備等にすでに取得した設備等が含まれていないか。（導入時期：_____月） ・先端設備等については、先端設備等導入計画の認定後に取得することが【必須】		
提出書類		
先端設備等導入にかかる認定申請書（様式第二十二）または変更認定申請書（様式第二十三） ※押印不要 ※改正前の様式は認定不可。	☐ ある	☐ ある
代表者の役職が記載されているか。		
個人事業主の場合、屋号は記載されているか。		
別紙先端設備等導入計画	☐ ある	☐ ある
市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で先端設備等を導入する事業か。		
「1名称等6主たる業種」は「日本標準産業分類」の中分類で記載しているか。		
「2計画期間」は3年間、4年間又は5年間になっているか。（〇月等の設定は不可）		
「3現状認識②自社の経営状況」は、財務状況について、売上増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に記載されているか。		
「4先端設備等導入の内容（1）「事業の内容及び実施時期」には、実際に先端設備を導入して行う取り組みの内容について具体的に記載しているか。将来の展望については、先端設備等導入による効果について記載しているか。		
「4先端設備等導入の内容（3）「先端設備等の種類及び導入時期」の「設備等の種類」欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア以外の設備等が記載されてないか。		
「6雇用に関する事項」は新規の計画申請日の属する事業年度又はその翌事業年度と新規の計画申請日の属する事業年度の直前の事業年度の比較になっているか。（法人は事業年度、個人事業主は暦年）※		
【変更申請のみ】変更箇所の下線がひいてあるか。（追加箇所は下線、削除箇所は二重線）		
先端設備等導入計画に関する事前確認書（認定支援機関作成のもの）※押印不要 →書類には「先端設備等導入計画に関する確認書」と記載あるものです。	☐ ある	☐ ある
宛先は申請者と同じか。		
「2. 先端設備等導入計画の実施に対する所見」の「先端設備等導入計画の期間」は、「先端設備等導入計画」に記載の計画期間と同じか。		
先端設備等に係る投資計画に関する確認書（認定支援機関作成のもの）※押印不要 及び別添、別紙	☐ ある	☐ ある
宛先は申請者と同じか。		
年平均の投資利益率が5%以上になっているか。		
（別添）様式に記載されている、設備等の名称／型式、取得年月（導入時期）、所在地、設備等の種類、単価、数量、金額等が申請書の記載と一致するか。		
市税の納付に関する誓約及び同意書	☐ ある	☐ ある
申請者の「住所」「事業所の名称」「代表者職及び氏名」は、申請書に記載の「住所」「名称及び代表者の氏名」と同じか。		
代表者印は押印されているか。		
暴力団排除に関する誓約書※押印不要	☐ ある	☐ ある
申請者の「住所」「氏名（名称、代表者役職及び氏名）」は、申請書に記載の「住所」「名称及び代表者の氏名」と同じか。		
事業内容がわかる書類（パンフレット、ホームページ等）	☐ ある	☐ ある
導入する設備がリース物件の場合		
リース契約見積書・固定資産税の軽減計算書の写し	☐ ある	☐ ある
別紙「先端設備導入計画」に記載されている金額は正しいか。		
固定資産税の軽減率（措置内容）は正しいか。（特例率：賃上げ表明1.5%は1/2 3%は1/4）		
賃上げ表明による固定資産税の特例の適用を受けたい場合。		
従業員への賃上げ方針を表明を証する書面の写し（固定資産税の軽減の適用を受けたい場合） ※新規申請のみ（変更申請：令和7年3月31日以前に新規申請した場合、令和7年4月1日以降に新規申請した場合で増加率に変更がある場合は必要）	☐ ある	☐ ある
雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上または3%以上となる賃上げ表明となっているか。		
従業員代表者の署名（又は記名・押印）はあるか。		
申請書中「6 雇用に関する事項」に記載されている内容と齟齬が無いか。		
※令和7年4月1日以降に行う設備投資については、計画に賃上げ表明がないと固定資産税の特例が受けられません。 ※パーセンテージを記載する際は、小数点第2位以下を切り捨ててください。		
変更申請の場合		
変更前の認定書の写し	☐ ある	☐ ある

事業所名	担当者名	電話番号	メールアドレス